

# マイナンバー制度に便乗した 不正な勧誘・個人情報の取得にご注意ください！

●このような内容の電話や手紙、訪問には  
おぼしめさない！

国の関係省庁や地方自治体などが、口座番号や  
口座の暗証番号、所得や資産の情報、家族構成や  
年金・保険の情報などを聞いたり、お金やキャッ  
シュカードを要求したりすることは一切ありません。  
ATMの操作をお願いすることも一切ありません。

●商品販売や不正な勧誘に十分注意を！

電話、メール、訪問などによる、マイナンバー  
の安全管理対応の困難さを誇張した商品販売  
や不正な勧誘などには十分注意してください。

●安易に開封しない！

マイナンバーの関連であることを語ったメール  
が送られてきた場合、自分の勤務先など送付者が  
明らかかなものを除き、開封しないよう、注意して  
ください。

●「なりすまし」の郵便物にご注意を！

個人番号カードの交付申請の返信用封筒には、  
顔写真や個人情報を含んだ申請書を入れて、返信  
いただきます。返信用封筒の宛先が「地方公共団  
体情報システム機構」であるか、ご確認ください。  
個人番号カードの交付申請書に口座番号などを記  
載することはありません。

●他人のマイナンバーを取得することは法  
律により罰せられます。

「あなたの名前やマイナンバーを貸してほしい」と  
いった依頼は詐欺の口です。こうした口で、  
人を欺くなどして、他人のマイナンバーを取得す  
ることは法律により罰せられます。なお、不正な  
提供依頼を受けて自分のマイナンバーを他人に教  
えてしまっても、刑事責任を問われることはありません。

※マイナンバー制度に関するお問合せは※

マイナンバー総合フリーダイヤル  
0120-95-0178

平日 午前9時30分～午後10時  
土日祝日（年末年始を除く）

午前9時30分～午後5時30分

※一部IP電話等でつながらない場合は

・通知カード、個人番号カードについては、  
050-3818-1250

・その他のお問合せは、

050-3816-9405

[http://www.cas.](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/)

[go.jp/jp/seisaku/](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/)

[bangoseido/](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/)



マイナンバー

## こちら 地域包括支援センターです！

### 成年後見制度について講演会を開催します！

「成年後見制度」とは、認知症や精神障がいなどによって判断能力が不十分な人が、社会で不利益や被害を受けないようにするための制度です。今回、教育委員会と地域包括支援センターとの共催で成年後見制度について講演会を開催します。

今後、認知症の方が増加することが予想されています。家族や身近な人の日頃の生活や将来の暮らしのために成年後見について知識を深めましょう。

- 対象者 町民の方ならどなたでも
- 日時 平成28年1月18日(月) 午後1時30分～3時
- 場所 老人福祉センター 集会室
- 講師 佐久広域連合 成年後見支援センター 後見支援係 比田井 直樹氏

お問合せは教育委員会社会教育人権政策係または地域包括支援センター（住民福祉係）

電話 56-2311 有線2311までお電話ください。

